

英国の所得政策について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学政治経済研究所 公開日: 2009-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池田, 一新 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/5528

英国の所得政策について

池田 一新

一 まえがき

私は昭和四八年四月から一〇月までの約半年間、明治大学在外研究員として英国に渡り、所得政策の実態を調査、研究する機会に恵まれた。私が所得政策にとくに関心をもつようになったのは、昭和四六年、例のニクソン・ショック以来、日本では官民あげて成長主義から福祉主義への転換を叫ぶようになった時期からである。私もまた福祉の重要性の認識において人後におちないつもりであるが、ただ、いわゆる福祉主義にはつぎのような点で疑問を感じていた。すなわち当時のわが国の経済実力が果して福祉主義への移行をもたらすほど十分に成熟したものでいかどうかということについての疑問である。というのも、それほどの実力もないのに福祉主義に転換するならば、低成長と需要インフレに悩まされるようになる。

り、長期的にはかえって福祉をそこなうことになるからである。さらに、仮に転換の機が熟していたとしても、福祉主義の経済体制は、けっきょくインフレをビルト・インした経済になるであろうから、そこでは常に物価対策Ⅱ所得政策が不可欠のものとして要請されるという考えがあった。

いずれにしても福祉主義への傾向は現代の経済体制Ⅱ混合経済体制のもとでは一つのトレンドといつてよいから、それに随伴するインフレを処理するための対策、とりわけ所得政策は早晩検討されなければならないし、さらに実施されるようになることさえも予想される。そうだとすれば、そういう政策を戦後から今日まで一貫してとっている先輩国ともいべき英国の経済と所得政策の実施状況を調べておくことが、わが国の将来を考えるさいに、大いに参考になるであろうということから、所得政策への関心は、とくに英国のそれへ集中することになった。在外研究の機会を英国の所得政策の研究にふりむけたのは、このような理由によるものである。そして本稿はその調査、研究のアウトラインを記したものである。

さきにも指摘したように、福祉主義の経済体制にはインフレがビルト・インされていると思われるから、本論に入るまえに、まず（序に代えて）その関連性を説明し、所得政策分析の視点を明確にしておきたいと思う。

なお、英国における調査、研究にあたっては資料の紹介、蒐集などについて、ロンドンの日本大使館、一等書記官平賀俊行氏の御援助と、住友重機ロンドン支所の水穂重幸氏に一方ならぬお世話になったことを、とくに記して感謝の気持ちの一端を表わしておきたい。

二 序に代えて

——混合経済とインフレ・所得政策

現代の経済体制は一般に混合経済体制と規定されている。この「混合」体制は二重の意味においてミクスした体制である。その一つはマクロ的な面に関連している。すなわち民間経済と政府・公共経済が混在しているという意味である。他の一つはミクロ的な面に関連したものであり、競争要因と独占要因が混在していることである。さらに、この経済体制の特色は政府・公共体が単に混在しているというだけではなく、「必要に応じて」国民経済に介入するということである。たとえば景気調整のために政府は金融・財政政策を通して、マクロ的に介入することもあれば、反独占の目的のために産業政策を通して、ミクロ的に介入することもある。

ところで、このような経済体制のメリットは、何とんでも、資本主義に内在するといわれる景気循環の波を鎮め、これを安定化することであり、とくに有効需要の原理にもとづいて不況を克服することであろう。たとえば六〇年代の米国の息の長い繁栄や昭和四〇年以降の日本の好況を考えればよい。ところがこのような不況克服——さらに高雇用と経済成長の持続——というメリットにはその反面にインフレという副作用を伴うことになり、われわれの経済生活を苦しみに追いやるのである。この副作用の原因の一つは、混合経済体制が、必然的ではないが、現実にはしばしば福祉主義に結びついているということに関連していると思われる。すなわちこの福祉主義の方向は有効需要の増大傾向をもつと共に、それ自体生産性の上昇にはほとんど貢献しないような性格のものだからである。たとえば老人福祉、社会資本の充実などは

全く、ないしは（直接には）ほとんど生産性の上昇に寄与するものでない。とどまるところを知らない福祉予算の要求（『有効需要の増大』と国民所得中、これらの予算にふりむけられる部分が多くなれば多くなるほど、ますます低下傾向を辿る生産性とのアンバランスの拡大は、国民経済を常に超過需要インフレの危険にさらすものといわなければならぬ¹。しかしこのような需要インフレは総需要の抑制を通して十分に処理しうるものであって、それほど難しい問題を提起するとはいえない。

問題はミクロの面に関連して生ずる。さきにも示したようにミクロに関連しては独占要因の混在が混合体制の特色の一つであるが、これはさらに生産物市場と生産要素市場（『労働市場』）における独占要因に分けることができる。まず生産物市場における独占要因は企業に関するものであり、ここでは一般に寡占が支配し、さらに一つの典型的競争管理体制として価格先導制のようなものが出現する。そのもとでは管理価格が設定され、市場における需要・供給条件の変化とは無関係に硬直的な価格が存在するようになる。管理価格の特色は下方硬直性、上方伸縮性であるから、このような寡占経済が国民経済のなかで占めるウェイトに比例していわゆる管理価格インフレの兆候が強まってくる。また、そのもとで価格先導者は価格設定にあたって（自己の大きな利潤にたいする世間の批判ないしは政府の介入をおそれて）、限界企業の存続を配慮した行動をとるようになる——管理価格における適正利潤の幅を説明する要因の一つに、限界企業にたいする配慮のあることを想起されたい。これは高い寡占的障壁と競争の管理を通して、そうでなければ脱落したであろう企業の存続を保証するものであり、ひいてはその産業の生産性の上昇を遅滞させる要因の一つになる。さらにその上、混合経済体制下の不況知らずの経済、ないしは常に有効需要の裏づけをもっている経済は寡占産業の需要をも常に保証することを通

して、価格先導者のこのような行動を支持し、さもないならば不況下のきびしい条件を通して強化されるはずの企業の體質をむしろ弱体化させ、生産性の上昇をチェックするようにさえなるのである。いいかえれば混合経済体制のもとで不況克服のためのマクロの政策はすべての企業をいわば「ぬるま湯」につけることによって国民経済全体の生産性上昇の機運を削減するのであるが、とくに生産性向上の能力に富んだ市場支配力のある寡占産業の生産性停滞を強化するという役割を果たすことになる。このような側面から混合経済体制をみるならば、この体制が直接に管理価格インフレを生ずる可能性をもっているということのほか、さらに、生産性上昇率の緩慢化を助長して生産性上昇率 \wedge 賃金上昇率という乖離を拡大し、コスト・インフレを発生させる要因をも内在していることは明らかである。

他方、労働市場に関してはつぎのようなことがいえる。労働市場の独占力は労働組合法により労働者に保証された権利にもとづいて発生する、いわば制度的なものである。これをガルブレイスは拮抗力ともよんでいる。この力は不況期に弱く、好況期に強いといわれるが、混合経済下の不況克服策は、有効需要を喚起し、経済の好況を維持することを通して労働組合の独占力の強化を助長しているとみなすことができる。そして、この強化された独占力は市場における需要条件を無視して管理賃金ともいべきものの設定を行ない、部分的、全体的に賃金上昇率 \vee 生産性上昇率という関係を通して、コスト・インフレを発生させる源泉になってくる。もちろん、労働需要が派生需要であることを考えあわせるならば、このような需要の裏づけによる労働組合の独占力強化が、需要条件を無視できるような過度の市場支配力をもつにいたるといふ推論はおかしなものになる。それにもかかわらずこれがコスト・インフレを生じさせるような過度の市場支配力に転化するの、現実にはつぎのような過程を経ているのである。すなわち、労働組合は企業による価格への転嫁を予想して

生産性（＝労働にたいする需要条件）を無視した賃金を要求する。企業は企業で、政府による有効需要の創出を予想して、この賃金要求を認め、これを価格に転嫁する。最後に、政府による有効需要喚起策がこれらの予想の実現を裏づけることになる。いうまでもなく、政府のこのような行動は意図的には、不況を克服し、経済成長を維持して国民の経済生活の安定と向上を狙ったものであるが、事後的には、企業のコスト・アップを口実にした価格上げを支持し、労働組合の生産性を無視した賃金引上げ要求の実現を助長していることになるのである。すなわちコスト・インフレを支持しているわけである。⁽²⁾

一方におけるこのような生産性を無視した独占力による賃金上昇と、他方におけるマクロ的（福祉主義）、ミクロ的（寡占体制）両面から生ずる生産性上昇の緩慢化は、両々相俟ってコスト・インフレを促進する役割を果すことになる。⁽³⁾ それゆえ、このような経済体制のもとで、単に金融・財政政策のみによって経済が運営されるとすれば、仮に生活のできない（不況）状態は克服できたにしても、その代償として、生活が苦しくなる（インフレ）状態を甘受せざるをえないという窮地に追い込まれるのである。しかもそういう事態においては、インフレ対策として総需要を抑制するならば、不況には陥いるが、インフレはおさまらないという最悪の事態——スタグフレーション——が発生することになる。これはすでに英国、米国において経験済みのものであり、混合経済体制下にあるわが国においても発生の可能性をもったものである。そして、これはマクロの政策に対応してミクロの、生産性上昇を確保するための補足的政策をなおざりにした「むくい」ともいふべきものと考えられる。

混合経済体制にインフレが内在するというのは以上のような関連にもとづいたものであり、このインフレ病を予防し、

治療するための政策が常備され、常に作用していなければならないことは以上の所説から明らかであろう。すなわちその政策とは、企業の側に関しては管理価格を設定するような過度の市場支配力が規制される市場構造を維持ないしは回復するための措置（ \parallel 産業政策）を講ずることである。いいかえれば企業が利潤追求の原則で行動するさいに、その利潤の実現は、市場支配力にもとづくものではなく、革新的行動にもとづかなければならないように競争条件を整備するということである。それゆえこのような産業政策は、物価対策との関連において、企業の利潤所得にたいする政策という意味で、利潤所得政策とよぶことができる。

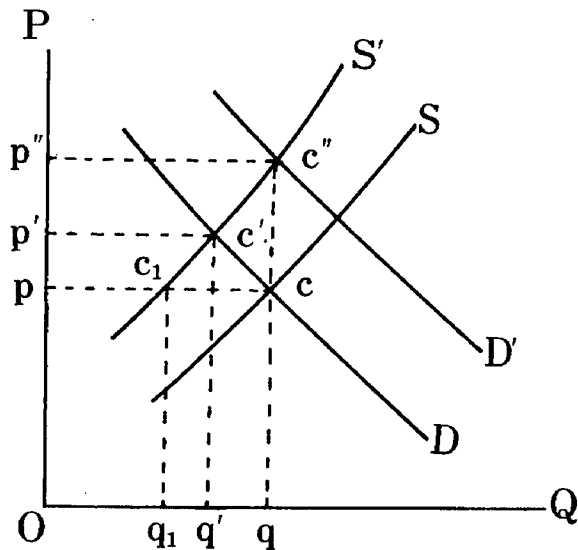
また労働の側に関しては、「実質賃金上昇率と両立する名目賃金上昇率の限界は何か」を理解させることによって、過度の独占力による市場を無視した賃金要求を自制し、さらに、自発的な労働生産性向上の意欲をもたせることである。これは短期の硬直的ないしは拘束的賃金所得政策にたいして、長期の賃金所得政策ともよぶべきものである。混合経済体制のもとではマクロの政策に対応して、このような利潤所得政策と賃金所得政策、すなわち *Incomes policy* がミクロ的に補足されてはじめて、高い雇用・経済成長と物価安定とが両立した経済を実現しうるのである。こういう意味において所得政策は、金融・財政政策とならんで、混合経済のもとで不可欠の恒常的政策と考えられる。

注（一） 「公共投資のうち供給能力を創出するものは官業投資であって他の投資（たとえば、道路、港湾）は直接には産出をもたらすものではない。そこで全投資中に……供給能力をもつ投資(B)の占める割合を b とし……生産力係数を P で表わせば

$$AO \equiv Pbt$$

となる。」（高橋長太郎「経済成長と所得分配」九三頁）ここで AO は生産性の増加分である。この式は全投資のうちで、生産能力のほとんどない公共投資の割合が多くなれば多くなるほど b の値は小さくなるから、生産性の上昇が低下することを意

(A 図)



味するものである。

(2) このように述べると、コスト・インフレは管理価格に結びついて実現するもののように思われ、また、そういうものだという主張がある(塩野谷祐一「現代の物価」一〇頁)が、これは必ずしもそうでないことに注意しなければならない。たとえば過度の独占力をもった労働組合が市場支配力を全くもたない企業と競争企業にやとわれており、生産性上昇率をこえる賃金上昇率を要求したとしよう。競争企業は賃金コストの価格への転嫁力をもっていないから、けっきょく価格をこえる生産費を負担しなければならず、倒産することになる。市場の供給が減少するようになる。これはA図において、賃金上昇の結果、供給曲線がSからS'へ上方移行し、価格Pのもとでは供給がqからq1へ減少することによって表わされる。しかし供給q1においては超過需要が存在することになるから、価格は上り、けっきょくD曲線とS'曲線の交点C'にそくして、P'に落着くことになる。それゆえ、この価格上

昇は、賃金コスト上昇によって発生したものであるから、コスト・インフレとよぶことができる。

さらに、国民経済全体にこのような状況がみられるとすれば、供給量がqからq1ないしはq'へ減少するということは雇用の減少と失業の増加をもたらすことにはかならないから、混合経済のもとでは、失業をなくするために有効需要を増大するという政策がとられるであろう。その結果、需要曲線はDからD'へ右方移行し、供給量は再びqになるかもしれない。その結果、価格はP'からP''へ上昇し、マッケナのいわゆる Bail-Out インフレが発生する(J.P. McKenna, aggregate economic analysis, p.180) ということを経験的に知った企業はマクロの政策による有効需要の裏づけを予想して、労働組合の(生産性をこえる)賃金要求をうけいれることになる。いずれにせよ混合経済体制のもとでは不況克服のための有効需要喚起策が、競争企業にも容易に生産性上昇率をこえる賃金上昇率をうけいれさせる基盤をつくり、コスト・インフレを支持することになる。ここでも政府

と独占力をもった労働組合ならびに独占力のない企業が一体となってインフレを実現するというわけである。
(3) さらに、この体制のもとではミクロの下方硬直的価格と混合経済体制下の福祉需要への移行が結びついて、シュルツのいわゆる「需要シフトインフレ」も発生することになる。

三 一九四八年から七〇年までの所得政策の変遷

一九四八年から五〇年までは労働党の時代、五〇年秋から六四年までは保守党の時代、さらに六四年秋から七〇年までは再び労働党の時代であるから、以下順を追ってそれぞれの政党による所得政策の変遷を辿ってみることにする。

(一) 一九四八年～五〇年の所得政策（労働党）

一九四五年に労働党が政権を握ったが、同政府は一九四八年の白書「個人所得、費用ならびに物価に関する声明」⁽¹⁾のなかで、「現在の条件においては、そしてまた国内市場で一層多くの財やサービスを利用しうるようになるまでは、個々の貨幣所得のどういう増加も正当なものではない」と宣言し、いわゆる国民賃金政策の採用にふみきった。この政策は(1)労働組合に対しては賃金上昇を抑え、(2)企業にたいしては(1)価格上昇を阻止し、(2)配当を増加させないように説得するものであった。⁽²⁾

この政策は労働党政府と労組リーダーの結びつき、ならびに労組リーダーが強力なリーダーシップをもっていたこと⁽³⁾もとづいて、労働組合総評議会(TUC)の承認と支持をうけ、かつ人々が戦時中および戦後の統制生活になれていたというような関係から、一応成功を収めたとみなされている。その証拠として、たとえば一九四八年二月以来、二年半の間

に物価は八%上昇しているが、賃金は五%の上昇にとどまっていることを指摘することができる。⁽⁴⁾ なお、これについてはジェファーンソン等による一層正確な検証がある。それによると一九四八年、四九年ならびに五〇年において、仮に賃金政策がとられていなければ、それぞれ八・三%、六・八%ならびに四・七%の賃金上昇率が予想されるのに、政策によって、三・八%、一・八%ならびに四・四%にとどまったことが明らかにされ、その効果が大きいと評価されている。⁽⁵⁾

しかしこの政策も一九四九年後半をすぎると支持を失なう気配が現れ、五〇年九月 FIC の支持方針の放棄につづいて、けっきょくその年の終りには全く支持されなくなってしまった。その理由はつぎのようなものであった。

(1) 一九四九年九月のポンド切下げ(三〇・五%)。

所得政策の一つの狙いはインフレにもとづくポンドの対外価値の低下を防ぐことにあつたのに、ポンド切下げは国民の期待をくじき、協力の基盤を失うことになった。

(2) 生計費の不断の上昇。

(3) 再軍備と朝鮮戦争の勃発による生計費の加速度的上昇。

これらはいずれも、賃金政策への労働者の非協力の根拠になる。

(4) 下部における組合員の支持の欠如

(5) この政策は賃金率の拘束にとどまっていたために、稼得(時間外手当などをふくむ)を拘束できなかったというこ
ともとづく失敗など。⁽⁶⁾

(6) 一九五一年〜六四年の所得政策(保守党)

一九五一年に保守党内閣が成立し、五二年に政府は国民諮問委員会 (NAC) を提唱したが TUC の反対にあい、目をみるにいたらなかった。さらに五六年には物価、賃金の抑制について同意を求めたが、やはり TUC の協力はえられなかった。そこで五七年八月には「物価・生産性・所得委員会」を設立し、コーエン卿を委員長に三人委員会を構成したが、TUC の協力なく、中立的委員だから成り立つものになった。その任務は物価、生産性ならびに所得 (賃金、サラリ、利潤をふくむ) 水準の変化を吟味することであり、必要に応じて政府に報告書を提出するというものであった。その第一回報告 (五八年二月) はインフレの需要要因を強調していたが、第四回報告 (六一年七月) ではコスト要因を強調するということになってきた。これは事態の変化というよりも、むしろ委員会の構成員の変化によるものとされている。⁽⁷⁾

一九六一年七月には (この報告によるというよりもむしろ) スターリング危機に直面して、六二年三月までの賃金凍結を布告するにいたった。しかし TUC は相変わらずこれにも反対した。この賃金凍結の効果については、さきあげたジエファーンソン等の検証によると、六一年の賃金上昇率がこの措置によって鈍化したことを見出しているが、その程度は統計的に意味をもたないとしている。

ついで一九六二年二月の白書 (所得政策⁽⁸⁾——第二段階) において政府は、賃金上昇にガイディング・ライトを導入し、二・二・五%という数値を明示した。これは過去⁽⁹⁾の一人当り国民生産性の増加率を参考にしたものである。しかし同年四月には賃金委員会がそれ以上の勧告を出し、けっきょく政府もこれを認めざるをえなくなった。さらに七月には公務員裁定委員会 (SAT) が公務員給与の四%上昇を勧告するなどして、ガイディング・ライトをこえる勧告が続出するにいたった。その理由は、五九年と六六年に小売物価が三・二%⁽¹⁰⁾上昇したことなどによるものと思われる。すなわち物価上昇率以

下の賃金上昇率では生活水準の低下に追いやられるから、誰もその導標には従わないということである。

このような事態に直面して、政府は同年十一月に国民所得委員会(NIC)を設立し、賃金要求の審議にあたらせることにした。そこでこの委員会は国民経済発展委員会(NEDC)⁽¹¹⁾によって予測された一人当り生産性上昇率(Ⅱ三〇三・五%)を賃金上昇のノームとして規定した⁽¹²⁾。しかしTUCの反対もあって一九六二年〜六四年に、このノームが守られた証拠は何もなく、また国民所得委員会にはそれを守らせる権力もなかった。

このようにして、保守党内閣の時代には、一つには物価上昇率よりも低いノームを設定したことにより、また一つには保守党にたいするTUCの終始一貫した反対のために、自発性⁽¹³⁾を根拠とした所得政策は成功を収めることができなかったといえる。

㊦ 一九六五年〜七〇年の所得政策(労働党)

一九六四年秋には労働党が政権を奪回した。同年十二月十六日に政府は「生産性、物価ならびに所得に関する意思の共同宣言」を発表して、所得政策の実施を明らかにした。ここで「共同」宣言というのは政府、TUCならびに雇用主組織

Ⅱ英国産業連盟(CBI)の一致した見解を表明するという意味である。さらに六五年四月八日にはその執行機関として

「物価・所得委員会」(NBPJ)が設立された。

この政策の目標はつぎのようである。

- (1) 産業と商業全般にわたって生産性をあげること。
- (2) 総貨幣賃金の増加を実質国民生産性の増加と一致させること。

- (3) 一般物価水準の安定を保つこと⁽¹⁴⁾
まず賃金についてはノームを三・三・五％に規定し、つぎの場合にのみ、それ以上の引上げを認めた。
 - (1) それに見合った生産性向上のあるとき。
これは生産性協定⁽¹⁵⁾とよばれている。
 - (2) 労働再配置のために、どうしても必要なとき。
たとえばその部門へ労働を導入するため、ないしはその部門に労働をとどめるために必要な賃金上昇である。
 - (3) 生活費にくらべて賃金が低すぎるとき。
 - (4) 同種労働にたいする賃金が、他の部門とくらべて低いとき。さらに、この例外事項には、賃金構造の再編成のために必要な賃金引上げの事例（六八年）と、男女平等賃金法にもとづいて、婦人労働の賃金格差をなくするために必要な賃金引上げの事例（七〇年）が追加された。
また物価については、価格引上げはつぎのような場合にのみ認められた。
 - (1) 賃金ノームまで引上げたさいのコスト上昇を生産性上昇によって吸収できないとき。
 - (2) 非労働コストないしは資本コストの不可避の上昇によるとき。
 - (3) 企業が（価格を引上げて利潤を確保しなければ）国内や外国の需要に応ずるために必要な資本を調達できないとき。

なお、これらと反対の事情にあるとき、ならびに企業が過度の市場支配力をもっているときには価格の引下げが要請さ

れた。⁽¹⁶⁾

さらに、六五年十一月にはこの政策を補強する手段として、事前通告制⁽¹⁷⁾が提案された。これは価格や賃金の上昇を前以て物価・所得委員会に通知しなければならないことを規定するものである。その上、同委員会がその審査結果を政府に報告するまで（最高三カ月）は引上げを実施できないという内容をもっており、罰則をも伴うものであったが、TUCの同意をうけることができた。⁽¹⁸⁾

いずれにせよ、この時期の所得政策はその実施にあたって労使双方（TUC、CBI）が政府に協力していること、またその内容において生産性向上⇨経済成長に力点をおいた前向きの姿勢が伺えることなどに、それまでの所得政策との相違を見出すことができる。

以下、この政策を五つの局面に分けて検討してみよう。

(1) 第一局面（六五年四月～六六年六月）——自発的協力の局面

この期間には、いまうで述べた特長が十分に活用され、積極的な前向きの姿勢がみられた。しかも物価・所得委員会の勧告をうけいれるかどうかは、全く当事者の自由であった。

(2) 第二局面（六六年七月～六七年六月）——凍結と拘束の局面

六四年末の共同宣言にもかかわらず、賃金引上げのノーム三・三・五％は、最低の引上げ基準とみなされ、生産性をこえる賃金引上げは物価の騰貴を促進し、国際収支も大幅な赤字を示すようになったために、自発的協力の局面は終りを告げ、凍結と拘束の時代がはじまった。

六六年八月には物価・所得法が成立し、政府は六七年八月まで賃金と価格の引上げを遅らせることができるという権力をえた。すなわち最初の六カ月間は賃金、サラリー、配当の増加は許さず、価格もきびしく規制し、例外事項はすべて認めないという凍結の時代であった。さらにつぎの六カ月間は賃金に関する生産性などの例外事項を認め、価格引上げ制限も僅かに緩和するという拘束の時代になった。⁽²⁰⁾ TUCは六六年の中頃までは、しつこくこれに従っていたが、六七年には物価・所得法の廃止運動をはじめようになった。

(3) 第三局面（六七年七月～六八年三月）

この時期には一応目的を達成（国際収支の赤字縮少、物価上昇の緩慢化）したとして拘束を解除した。但し政府は賃金引上げの上限として、三・五%を示唆した。また政府は、賃金や価格引上げの提案については審議のための期間（三〇日間）にわたって凍結する強制力をもち、さらに物価・所得委員会に諮問することになれば、三カ月間、引上げの延期を命じることができた。その上、同委員会の勧告が、引上げに反対するものであれば、さらに三カ月間、実施を延期させるという強制力をもっていた。けっきょく、このような事例において政府は七カ月間引上げを遅らせることができる⁽²¹⁾とである。

この局面において、TUCは政府の示唆する三・五%の上限を無視すると宣言した（六八年二月）。なお、六七年十一月には十四・三%のボンド切下げが実施された。

(4) 第四局面（六八年四月～六九年末）

六八年の物価・所得法によって、政府は賃金や価格の引上げを遅らせることのできる期間を、さらに五カ月間延長し、

最高十二カ月間としうる権力を与えられた。また、政府は物価・所得委員会の勧告に従って企業に価格の引下げを命じたり、配当を統制したり、賃料の引上げ幅を制限する権力をも与えられた。これらはいずれも、六七年のポンド切下げの利益をかちとるための措置としてとられたものといえる。⁽²²⁾

この期間にも賃金引上げについてはゼロ・ノームであったが、例外的に三・五%を上限とした引上げは認められた。しかるに六八年九月にはバス修理工、十一月には銀行員等にたいして政府自ら三・五%の引上げを認め、さらにそれ以上の引上げは許せないかどうかを物価・所得委員会に諮問する始末であり、三・五%の上限は、むしろ下限にすぎないことを政府自ら認めることになった。⁽²³⁾ また六九年の第三四半期には、同委員会へ諮問することなしに、政府はロンドン消防士、看護婦などにたいして八・五%におよぶ賃金引上げを認め、さらに建設労働者にたいして十一%の引上げを認めるなどして、政策の適用を政府自ら破ることになった。

なお、配当に関する上限(三・五%)は企業の側の協力によって守られていた。

(5) 第五局面(七〇年初頭〜同年六月)——自発性の局面

一九六九年十二月の白書で政府は上限とかノームという言葉を用いることを止めてしまった。ただ物価安定のためには賃金引上げの基準は二・五〜四・五%以内であることが必要であろうと述べ、事前通告制についても、賃金や価格の引上げを延期する期間を、物価・所得委員会へ諮問する三カ月間に限って有効とするにとどめることを明示した。配当に関する三・五%上限も取り除かれた。このようにして、政策は本質的に、自発性に依存するものとなった。⁽²⁴⁾

(6) コメント

労働党の所得政策（六五年～七〇年）は最初に自発性を重視する協力の体制から出発し、国際収支の悪化による凍結と拘束の局面へ、さらにその緩和を経て自発性の局面へと変遷していった。この変遷の歴史は、一方においては国民的合意と協力による所得政策が実に短い寿命しかもちえないことを示すと同時に、他方において拘束的所得政策も、経済条件の変化に対応することができないので、けっきょく崩壊せざるをえないことを物語っているといつてよい。

この期間の所得政策の特色は、さきにも指摘したように経済成長を達成するために生産性向上に重点をおいていたということである。そして確かにその成果はあがったといえる。たとえば労働生産性は五八年～六七年平均二・七%にたいして、六八～六九年には三・七%の上昇を示している。しかし残念なことに、これには失業の増大という現象が併存していた。すなわち五八年～六七年平均失業率は一・七%であったのに、六八～六九年には二・二%～二・六%というふう増加している。⁽²⁵⁾このような状況のもとで労組リーダーが生産性上昇に協力するはずはなく、これが所得政策にたいする労働組合の非協力をうみ出す一つの原因になったと考えられる。

労働党の所得政策は低成長を脱するという目標を重視して生産性向上に力点をおいたのであったが、それが失業をもたらしただというのはどういうことであろうか。国家計画案（National plan）によると六四年～七〇年の潜在的成長率は年率で三・八%と見込まれていた。⁽²⁶⁾ところが実際の経済成長率は六五年～六八年において平均年率二・四%にすぎないのであり、潜在的成長率以下である。このことは低成長の要因が生産性上昇率の低さによるよりも、むしろ有効需要の不足にあることを示している——事実、この時期にはポンド切下げをめぐって、金融引締め、需要抑制、公共投資削減や間接税引上げを行なっている。このような状況にもとづいて生産性上昇は経済成長率の上昇ではなく、失業の増大をもたらした

ような印象を与えたのである。

さらに、将来の生産性上昇見込みにもとづいた前向き賃金引上げノームは何故守られなくなったのであろうか。さきにも示したように生産性上昇の実績があがったのであるが、賃金引上げの例外規定にもとづいて、賃金上昇率はそれをこえるものであった。たとえば賃金上昇率は五八年と六七年平均三・七%にたいして、六八年と六九年には五%になっている。これに関連して小売物価は五九年と六六年平均三・二%から六八年と六九年には五・四%へと上昇している。労働者の目には物価が五・四%上昇しているのに賃金引上げノームないしは上限三・五%を守れということは、土台無理な話に映るのであり、ノームの無視が当然視されるようになるというわけである。

このような所得政策下の物価高の原因の一部は所得政策の規定そのもののなかにふくまれていたといえよう。すなわちその一つはいま上でも指摘したように賃金引上げノームの例外規定であり、これによる賃金上昇が総体として生産性上昇をこえることに由来している。いま一つは政策の実施規定にある価格引下げ要請と賃金引上げノームの例外規定（生産性上昇に応じた賃金引上げを認めるといふ規定）との矛盾によるものである。すなわち生産性が向上した場合に、その利益は、労働圧力によって賃金引上げにふりむけられ、価格引下げへむけられる余裕はほとんどなくなるといふことである。いいかえれば生産性による例外規定は現実には物価の下方硬直性を支持することになるのである。

四 一九四八年と七〇年の所得政策の効果

戦後から七〇年までの所得政策の効果に関する測定ないしは評価をD・C・スミスとリブシー・パーキンの労作にしたがって検討してみよう。

(1) スミスの評価(四八年～六七年)

スミスは所得政策の効果を賃金と物価にたいする効果とに区分し、つぎのような検証を行なっている。

(i) 賃金への効果

四八年～五〇年(労働党政権)の賃金政策は、この政策がなかった場合の期待値にたいして、週賃金上昇率を二ポイント強押下げている。五六年(保守党政権賃金・物価抑制の同意を要請)には効果を示す資料が見出せない。さらに、六一～六二年(賃金凍結)には一・五ポイント強押下げている。六二年～六四年(ガイディング・ライト導入)にはなんらの効果なく、六五年～六六年(労働党政府のもとで三者一致の体制)には約一ポイント押下げている。六六年～六七年(凍結と拘束)には一・二五～一・五ポイント押下げている。

(ii) 物価への効果

(a) 直接規制の効果

小売・卸売物価に関してはほとんど影響が認められない。ただし五六年、六五年～六六年には小売物価において、僅かに抑圧効果が認められる。

(b) 間接の効果

これは賃金規制の効果から発生する物価への効果である。四八年～五〇年には小売物価の上昇を僅かに抑圧したと思われる。六一～六六年の間には、六五年～六六年を除いて意味ある影響を及ぼしたとは思われない。ただし六六年～六七年には強い効果があったと思われる。⁽²⁸⁾

以上の検証にもとづいて、彼は所得政策の評価をつぎのように行なっている。すなわち「戦後の経験にもとづいて判断するならば、所得政策はいちじるしい物価安定への寄与という点においてはそう有効であるとはいえず、一九四九年と一九六七年の為替レート変更の代用物になることもできなかった。だが政策の性格は大幅に変わり、一九六六年央以降のそのいちじるしい効果には注目すべきものがある。強い法的力による政策施行への移行はインフレを抑圧する能力を増した⁽²⁹⁾」と。要するに自発性にもとづく所得政策には効果が望めず、凍結ないしは拘束によって強行されるときにのみ効果を期待することができるというわけである。

(2) リブシイ・パーキンの評価（四七年～六八年）

彼等は所得政策の効果を判断するために政策施行の期間と政策不在の期間を区分している。そして、つぎのような時期を政策施行の期間として取扱っている。

第一期（四七年三月～五〇年三月）

これは労働党が国民賃金政策をとった時期である。

第二期（五六年一月～五六年四月）

この時期に保守党政権は国民にたいして賃金、物価の抑圧を要請した。

第三期（六一年三月～六四年三月）

これは凍結政策をとった時から始まり、六二年のガイディング・ライトを導入した時を経て、労働党政権に移るまでの期間である。

英国の所得政策について

(第1表)
賃金上昇率への効果

	中位予測誤差
第一期	- 1.778
第二期	+ 0.290
第三期	+ 0.220
第四期	+ 0.322
労働党の時期 (第一, 四期)	- 0.465
保守党の時期 (第二, 三期)	+ 0.236
全期	- 0.174
政策不在時の 標準偏差	0.774

第四期(六四年四月~六八年)
これは労働党政権により、賃金、物価の上昇を遅らせるために、所得政策に法的力の裏づけがなされるようになった期間である。
これら以外の期間はすべて政策不在の期間とみなされている。

(f) 賃金・物価への効果

第一表は所得政策の賃金への効果を示したものである。ここで予測誤差というのは、まず政策不在時の資料により係数を求め、これを政策施行時のモデルに適用し、その値と現実の値との差を示したものである。賃金については第一期のみが統計的に意味のある結果を示している。他の期はすべてプラスの値になっている。これは政策施行によってかえって賃

金が上昇していることを示すものである。しかしこれらはいずれも標準偏差〇・七七四の範囲内であるから統計的には問題にならない。また労働党の期間(第一、四期)と保守党の期間(第二、三期)をくらべると、前者ではマイナス、後者ではプラスになっている。これは、あとで示す物価の動向と対比して、面白い傾向を示すものではないが、いずれも統計的には意味をもたない。
第二表は物価にたいする効果を示したものである。物

英国の所得政策について

(第2表)
物価上昇率への効果

	中位予測誤差
第一期	+ 0.745
第二期	- 1.922
第三期	+ 0.222
第四期	+ 0.289
労働党の時期 (第一, 四期)	+ 0.495
保守党の時期 (第二, 三期)	- 0.283
全期	+ 0.138
政策不在時の差 標準偏差	1.265

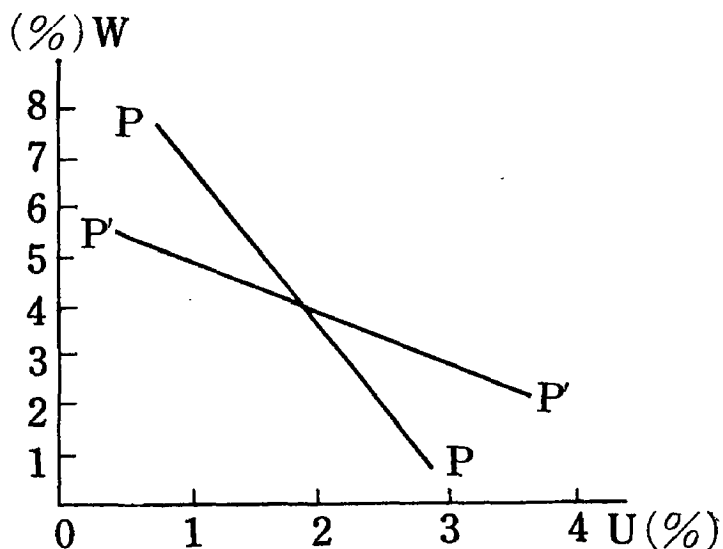
(四) フィリップス曲線への影響

所得政策の効果を表わす指標の一つはいわゆるフィリップス曲線の移行(左下)である。そこで彼等は、うえの検証を行なった原資料にもとづいて、第一図⁽³²⁾のような皮肉な関係を見出している。ここでPP曲線は政策不在時のフィリップス曲線であり、Pp曲線は政策施行時のそれである。この図によると、一・八%を中心に、失業率がそれよりも高い時にはPp曲線がPP曲線よりも上にあり、反対の時にはその反対であることがわかる。これは失業率が一・八%よりも高い時(不況時)には所得政策によって賃金が(政策不在時よりも)高い水準に維持され、一・八%よりも低い時(好況時)には、(政策不在時よりも)低い水準に維持されるということを物語っている。それゆえ、失業率の高い不況時には所得政策を行なわないうほうがコスト・インフレ抑圧の効果をもつというわけである——皮肉にも所得政策は不況下の物価

価については、第一期にプラス〇・七四五であって、賃金抑圧の有意な効果が明らかに打消されている。これにたいして第二期の値(マイナス一・九二二)は意味をもったものである。これは保守党政府の価格引下げ要請が効を奏したものであると思われる。労働党政府の期間と保守党政府の期間における物価への効果は、皮肉にも賃金への効果と逆になっている。しかしこれらも標準偏差一・二六五の範囲内にあるから統計的には問題にならない。

英国の所得政策について

(第1図)



高対策として、とくに要請されるものであるのに！

しかしこの結論を、所得政策の効果についての結論として無条件にうけ入れることには疑問がある。まえにも述べたように、所得政策はそれぞれの時期にそれ相応の効果をあげたという検証もあり、これとリブシイ・パーキンの調査結果の相違は、後者の資料の整理の仕方にも問題があるように思われる。たとえば政策施行時として彼等は六年以降(第三、四期)を採用しているが、そのうち六二年〜六四年は、さきにも指摘したように、ガイディング・ライトやノームはあつてなきが如き時代であった。したがって、これはむしろ政策不在時と考えるほうが適当なように思われる。仮に、たとえば四九年(失業の少ない年であったが賃金上昇率は期待値よりも低い)と六三年(失業の多い年であったが賃金上昇率は期待値よりも高い⁽³³⁾)を同様に政策施行時とみなすならば、それぞれの政策施行の強弱の相違を配慮したう

えて、所得政策と賃金上昇率の関連を解釈するのになければ、その説明は経済学的な意味をもたない。

注 (1) Statement on Personal Incomes, Costs and Prices, Cmnd. 7321 (HMSO)

(2) A. Fels, The British prices and incomes board, Cambridge university press, 1972, p. 5.

(3) D. C. Smith, Incomes policy, in Incomes policy and inflation, ed. by M. Parkin and M. T. Sumner, p. 65.

- (4) A. Fels, *ibid.*, p. 6.
- (5) Jefferson, Sams, and Swann, *The Control of incomes and prices in the united kingdom*, in *The Canadian Journal of economics*, May 1968, p. 283.
- (6) A. Fels, *ibid.*, p. 6.
- (7) D. C. Smith, *Incomes policy*, in *Britain's Economic prospects*, ed. by R. E. Caves, p. 121.
- (8) *Incomes policy : The Next Step*, Cmnd. 1626. (HMSO)
- (9) 五四年～六〇年平均の一人当り国民生産性の増加率は二・三%であった (The National Plan, Cmnd 2764 (HMSO) p.24)。
- (10) J. A. Bispham, *The current inflation and short-term forecasting*, p. 251.
- (11) National Economic Development Council (NEDC) は一九六一年に設立された機関であり、その構成員は政府、雇業主、労組代表から成るものである。NEDC の機能は将来の経済成長を予測し、それを増加させる方法について各界の一致を求めるところであった。
- (12) A. Fels, p. 17.
- (13) 「自由社会において所得政策は強要することができない。それは一般的承認によつてのみ施行しうる。」これは一九六二年七月、マクミラン首相の演説であり、当時の所得政策が専ら自発性を基調としていたことを明示するものである。
- (14) National Board for Prices and Incomes, *General Report April 1965 to July 1966*, Cmnd. 3087. (HMSO) p. 1.
- (15) *A Productivity Agreements*, Cmnd. 4136 (HMSO)
- (16) A. Fels, p. 24.
- (17) *Prices and Incomes policy : An "Early Warning" System*, Cmnd. 2808 (HMSO)
- (18) 物価・賃金・所得・生産性研究委員会報告書「物価安定と所得政策」一七五頁。なお、この提案は審議終了で立法化されず、後に六六年八月にいたって立法化されることになった。
- (19) 国際収支の赤字は五五年(一億五千五百万ポンド)、六〇年(二億五千八百万ポンド)、六四年(四億二百万ポンド)、六七年(五億一千四百万ポンド)であった。(Third General Report, August 1967 to July 1968, Cmnd. 3715 (HMSO) p. 3)

- (20) Productivity and pay during the period of Severe Restraint, Cmnd. 3167 (HMSO) pp. 6~8.
- (21) Third General Report, p. 1.
- (22) Fourth General Report, July 1968 to July 1969, Cmnd. 4130 (HMSO) p. 1.
- (23) Fifth and Final General Report, July 1969 to March 1971, Cmnd. 4649 (HMSO) p. 2.
- (24) National Board for Prices and Incomes 廿七年三月三十一日に解体した。
- (25) Fourth General Report, p. 4.
- (26) この National plan は六四年と七〇年の経済計画とそれに関する民間企業の指標を示したものである。これにはこの期間の成長率を二・五% (年率三・八%) と見込んでいるが、その基礎はつぎのようである。すなわち生産性上昇率は産業調査によると五四年と六〇年に年率二・四%、六〇年と六四年に二・七%、六九年と七〇年に三・八%であるが、五〇年代初頭に二%、六〇年と六四年に二・七%と大体一〇年間に〇・七%上昇している。そこで六四年と七〇年の生産性上昇率はこのトレンドに即して三・四%になると見込み、さらに労働人口増加率を〇・四%と見込んで加算し、三・八%の潜在的成長率を算定したのである。(The National Plan, Cmnd. 2764 (HMSO) pp. 1~2.)
- (27) Industrial Policy Group, Economic Growth, Profits and Investment, p. 26.
- (28) D. C. Smith, *ibid.* pp. 70~72.
- (29) D. C. Smith, *ibid.* p. 77.
- (30) R. G. Lipsey and M. Parkin, *Incomes policy : A Reappraisal*, in *Incomes policy and Inflation*, ed. by M. parkin and M. T. Sumner. p. 101.
- (31) R. G. Lipsey and M. Parkin. *ibid.* p. 102.
- (32) R. G. Lipsey and M. Parkin, *ibid.* p. 108.
- (33) この年の失業率は二・一五%、賃金上昇率は四・一%であった。(D. C. Smith, *ibid.* p. 74.)

四 今回の所得政策

一九七〇年六月の総選挙は保守党に政権の座を与えた。それは「国民経済への政府の介入を最小限にとどめ、自発性にもとづいて経済の運営を行なう」という保守党の政策綱領の勝利であったともいえる。ところがその結果(?)物価上昇率は六六年と六九年平均三・九%にたいして、七〇年に六・四%、七一年に九・四%と異常な上昇を続けるにいたった。さらに賃金上昇率は六六年と六九年平均五・一%であったのにたいして、七〇年に十一・一%、七一年に十二・九%というふう⁽¹⁾にこれまた大幅なものとなった。また失業率は六六年と六九年平均二・一%にたいして、七〇年に二・五%、七一年に三・二%と上昇の一途を辿り、これに反比例して経済成長率は六六年と六九年平均二・四%にたいし、七〇年に二・二%、七一年に一・四%というふう⁽²⁾に低下傾向を示していった。このような事態に直面して政府は七二年七月以来、CBI、TUCとその対処策について話し合いを続けた結果、(イ)インフレの抑圧、(ロ)経済成長の促進ならびに(ハ)低所得層の待遇改善という点で合意に達した。そこで政府は九月二六日にこの目的達成のため、とりわけインフレ対策として、具体的提案を行なったが、TUCが物価、賃金、年金、租税、投資ならびに経済成長などを含む広範な領域について話し合いの対象とすることを要求したために、話し合いは決裂した。このような関係から、協定締結は到底不可能と判断した政府はついに十一月六日、物価・所得の凍結を宣言した。

(一) 第一局面(七二年十一月三〇日と七三年三月三十一日)——凍結の局面

インフレ対策の第一局面は価格、賃料(地代、家賃)、配当ならびに給与(賃金、サラリー)を十一月六日の水準に凍

結するといふものであり、その期間は七二年インフレ対策法定の日⁽³⁾(十一月三〇日)から九〇日間(七二年二月二七日まで)であり、さらに事情によっては六〇日間(四月二日まで)の延長を可能とするものであった。実際にはこの期間⁽³⁾は、賃金については三月三一日まで、物価については——四月一日から実施された付加価値税(VAT)の影響を考慮して——四月二八日まで続いた。

(二) 第二局面(七三年四月一日〜十一月六日)——拘束の局面

第二局面は七三年インフレ対策法⁽⁴⁾によって規定されている。その目的はインフレを抑制し、経済成長と個人所得の増加を図ることである。そしてこの法律の有効期間は四月一日から三年間(七六年三月三一日まで)にわたるものである。

(1) 執行機関

このインフレ対策法の執行機関は物価委員会と賃金委員会である。これら委員会は物価・賃金準則⁽⁵⁾にもとづいて価格と賃金の動きを監視し、規制する任務と権限をもっている。

(2) 内容

この準則の内容はつぎのようである

(i) 価格に関する準則

価格の引上げは費用上昇の範囲内で行わなければならない^(A)。しかもこの費用上昇分を価格へ転嫁してもよい割合は(生産性上昇を加味して)、五〇%未満におさえなければならない。

さらに、費用に利潤マージンを加算して価格を設定するさいの、利潤マージンの大きさは、過去五年間のうち最高二年

間の平均値をこえることはできない。いいかえれば利潤マージンがこれを越えるときには、その分を価格引下げにあてなければならぬ。

補足(A)

但しつぎのものは例外とされている。

- (1) 輸入財やサービス。
- (2) 国家ないしは国家機関による国際協定にもとづいて決定されるもの。たとえば石炭や鉄製品の大部分は *the rule of european coal and steel community* にしたがっているので例外とされる。
- (3) 競売による価格。
- (4) *London metal exchange* で取引されるものの価格。
- (5) 中古品、ただし中古自動車はふくまれない。
- (6) 国際的旅行者やその荷物に課する料金。
- (7) 国内へ販売しない薬品。これは厚生省と薬品会社の協定によって規制されている。
- (8) 軍需品。
- (9) 保険料。これは所轄大臣によって規制されている。
- (10) タクシー料金。これは内務大臣によって規制されている。
- (11) 非営利法人の課する料金。
- (12) 季節性のある生鮮食料品と農林大臣管轄のミルク。

(四) 賃金に関する準則

国民生産性の上昇と調和した賃金水準の維持を狙いとして、企業内労働者グループの平均賃金の上昇限度をつぎのよう

に規定する。

(1) 過去十二カ月の企業内労働者グループの平均賃金の四%

(2) 一人当り週一ポンド

これらを合計したものが一週当り上昇限度になる。^(A)ただし準則ではこの限度内において個人間の賃金上昇の相違を認めている。それゆえ、個人間の賃金上昇のあり方についてはグループ内である程度自由裁量の余地が残されることになる。^(B)

だが、その限度も一人当り(年)二五〇ポンドを越えることはできない。なお、労働時間の短縮も賃金の引上げに換算して、この限度の適用をうけている。^(C)

補足

(A) 過去十二カ月の平均賃金の四%を五二で割ると一週当り上昇額が計算されるので、これに一ポンドを加えると一人当り賃金上昇額が計算される。

(B) 賃金準則の一般原則の一つに、低所得層の相対的地位の改善があげられている(物価・賃金準則一〇一—三)。それゆえこの趣旨に沿って、規定された限度(二五〇ポンド)内では、平均上昇額をこえる賃金上昇を低所得層へふりむけることも可能になる。

さらに、男女平等賃金法(一九七〇年)によると七三年までには男女の賃金格差を大中に縮小しなければならないが、これにもとづいて賃金を上げるさいにはこの上限の制約をうけない。

(C) 週四〇時間以上の労働時間を四〇時間にまで短縮する場合には、この適用をうけない。しかしこれが四〇時間以内の労働時間の場合にはたとえば一時間の短縮は四〇分の一、すなわち二・五%の賃金引上げと同じように換算される。

㍻ 配当その他について

(a) 配当

これは価格や賃金とちがって、所得政策による規制よりも大蔵大臣の管轄に属する性質のものであるが、第二局面では

直接に、所得政策にふくまれることになった。それによると配当の上限は、前会計年度の5%増ということである。

(b) その他

利子は金融政策に関連しているので、直接には規制の対象にならない。地代や家賃は直接に物価に関連するものなので、第一局面の凍結をそのまま続ける。すなわち七二年十一月六日の水準に据置かれたままである。ただし新しく契約を行なう場合には自由な水準に決めることができる。

(3) 手続き

(i) 価格について

価格の引上げをしようとする企業は、それぞれのような類別に応じて、物価委員会にその手続きをとらなければならない。

カテゴリー (I)

たとえば製造業においては、売上高五千万ポンドを越える企業がこれに属している。この企業は価格の引上げについて事前通告を行ない承認をうけなければならない。なお、事前通告後二八日以内に物価委員会からなんの連絡もない時は、その価格引上げが承認されたものとみなしてよい。もし二八日までに「検討中」の通知をうけたならば、さらに十四日以内に決定が下されるはずである。それゆえ事前通告後、最高四二日以内には決定が下される仕組みになっている。

またこの企業は四半期毎に売上高、価格、利潤、費用などについて物価委員会へ定期報告をしなければならない。

カテゴリー (II)

英国の所得政策について

たとえば製造業においては売上高五百万以上、五千万ポンド未満の企業がこれに属している。この企業は物価委員会へ売上高、費用、利潤などについて定期報告をしなければならない。

カテゴリー（Ⅲ）

たとえば製造業では売上高百万以上、五百万ポンド未満の企業がこれに属している。この企業は売上高、費用や利潤などについて記録を保持しなければならない。すなわちいつでも検査に応じうる姿勢が要求されている。

(ロ) 賃金について

千人以上の労働者の賃金引上げについては賃金委員会へ事前通告を行ない、その承認をうけなければならない。百人以上、千人未満の労働者の場合には、その旨の報告をしなければならない。また、十人以上の場合には記録だけ保持しなければならない。

(4) 罰則

違反者には四百ポンド以下の罰金が課される。たとえば賃金引上げの事例においては、その準則に違反した引上げだけでなく、引上げ要求のためのストライキを組織したり、組織しようと呼びかけた者や、そうするといつて脅したものに罰則は適用される。

(5) 暫定効果

(イ) 物価と賃金への効果

大蔵大臣A・バーバーは、五月八日、FT紙主催のインフレ対策懇話会の席上、その効果をつぎのようにあげている。

英国の所得政策について

(第3表)

'73年	小売物価	賃金	稼得
1	7.7	12.8	15.0
2	7.9	13.2	—
3	8.2	13.4	12.4
4	9.2	15.3	13.4
5	9.5	14.8	14.2
6	9.3	15.4	—
7	9.4	15.4	15.9
8	—	15.1	—
'72年平均	7.1	—	—

「七二年十一月から七三年三月までの四カ月間の小売物価上昇率は二・四％であるが、その大部分は規制外の物価上昇によるものであり、凍結前四カ月間の上昇率一〇％に比べていちじるしい効果というべきである。また賃金上昇率も同期には〇・七％であり、凍結前四カ月間の上昇率八・二％に比べて同様にいちじるしい効果をもったといえる」と（FT紙、五月九日）。また六月に政府は「小売物価が対前年比九・五％上昇しているにもかかわらず、稼得（時間外手当をふくむ賃金）は十四・二％上昇したので、国民生活にとって現在の物価上昇は必ずしも破局的なものではない」ことを強調した（FT紙、七月十九日）。しかし、小売物価に占めるウェイトが三五％といわれる食品品価格は十六・二％上昇しており、そのうち肉類（二〇％）、魚類（十五％）、野菜（三七％）という上昇率をみると、小売物価だけを指標に国民生活への影響を過小評価する政府の見解には、大いなる疑問を感じざるをえないであろう。それにもかかわらず OECD⁽⁶⁾によると七二年六月と七三年八月の食品品価格についての期待上昇率は二四％であるから、これが十六・二％にとまっているのは、やはり所得政策の効果といつてよいであろう。

またヒース首相によると「一九七二年十一月と七三年八月に輸入物価は二四％上昇しているのに、製造加工品の卸売物価は四・七％しか上昇しておらず、さらに、加工食品の原料価格が二八％上昇しているのに、加工食品の卸売物価が十一％、小売物価が三・五％しか上昇していないのは所得政策の効果である」ということになる（FT紙、十月九日）。

なお、第三表は最近の英国の物価と賃金の動きを示したものである。凍結期間と七三年四月以降の上昇率が相変わらず大幅であるのは、賃金についてはそれ以前の引上げ決定によるものがあるためであり、物価については規制外のものの値上りによるのである。しかし九月には稼得が異常に上昇しているのに気づくであろう。これは空前の高成長による人手不足を反映した残業収入（これは累進的である）の増加によるものと推測される。

（四） 低所得層への効果

さきにも示したように今回の所得政策は低所得層の待遇改善をも狙っており、賃金準則においても、上限内で、この階層の賃金水準を高めうるような配慮がなされている。だが賃金委員会委員長F・フィギュアズ卿によると、「実際には公務員以外にほとんど効果がなかったといつてよい。要するにこれが成功するかどうかは、より高い賃金をえている人々がその格差を縮小してもよいという心構えをもっているかどうかに関わる」ものである（FT紙、六月二七日）。それにもかかわらず一般の人々は、グループの賃金上昇の上限である一ポンドプラス四％を、個別的には上限としてでなく、むしろ下限とみなしてそれに固執するので、低所得層へ重点的にふりむけるといふ余裕は全くないというのが実情であろう。

（五） 価格引上げの実態

物価委員会の報告によると「二〇七の企業では自発的に価格の引下げを行なった。また価格引上げについて事前通告を行なってきた企業一四一のうち、六四は承認、二は拒絶、二三は撤回、五二は要求幅を狭めて承認した。さらに二六八企業が価格引上げの事前通告を行なってきた」ということである（FT紙、六月二一日）。しかもそういうさいには、本来、費用上昇分の五〇％を吸収して残りを価格に転嫁してもよいという規定は、企業にたいする最低限の要求であるに

もかかわらず、實際上、価格引上げの出発点として利用され、価格引上げの合理的口実として用いられる傾向があると報じられている。⁽⁸⁾

③ 第三局面（七三年十一月七日）——伸縮的拘束の局面

まず第三局面へ入るに先立って示された政府の見解と労使双方の要望を知っておくことが、現局面における修正点を理解するのに役立つであろう。

ヒース首相は賃金引上げについて、全小売物価が一定の水準に上昇したならば、それに応じて賃金を引上げるというスライド方式 (Threshold Agreement) を提案し (FT紙、社説五月三日)、この方式が、さもなければ賃金要求闘争によってしかえられないものを労働者に保証するというメリットをもつものであることを強調していた。また、生産性協定については、ヒギューズ賃金委員会委員長と共にそれが濫用され、コスト・インフレを促進するおそれがあるとして、否認する態度を示していた。

これにたいして TUC のフェザー書記長はスライド方式に反対を表明、むしろ生産性協定の採用を提案した。また、賃金ノームについては、一応止むをえないとしながらも、一層伸縮性をもたせること、価格規制はきびしく続けることを要望した。さらに年金、物価、地代、労使関係法などに関する政府との団体交渉をも要求していた (TF紙、六月一日)。

一方、CBI は生産性上昇と小売物価の変動を酌量した固定賃金上昇率ノーム (fixed percentage pay rise norm) を提案、さらに中堅経営者や熟練労働者確保のために二五〇ポンド上限の廃止、また投資ファンドを調達するために利潤マージンの制限撤廃を要望した (FT紙、七月二〇日)。なお、八月一〇日付 FT 紙の社説は生産性協定に関して、価格規制を続

ける限りその濫用による価格への転嫁¹¹コスト・インフレは防止できるはずであるから、高成長による労働不足に対処するためにも生産性協定を採用すべきこと、また、スライド方式に関する政府の提案は、もともと TUC が望んでいたことなのに、今更その TUC が反対するのは「へそ曲り」であると非難している。

ともあれ、このような状況のもとで、所得政策は十一月七日から第三局面へ移行することになった。この局面において修正された点はつぎのようである。

(1) 賃金規制の緩和

(i) 賃金引上げの限度として、企業内労働者グループの平均賃金上昇率七%か、それとも一人当り週賃金上昇二・二五ポンドかの何れかを選択することができる。ただしどちらをとるにせよ、一人(年)三五〇ポンドを越えることは認めない。

(ii) 凍結以来、これまでの過程で生じた変則状態⁽⁹⁾の修正や生産性上昇にもとづく賃金引上げのためにさらに一%加算することができる。

(iii) スライド制 (Threshold Safeguard) の採用。これは七三年一〇月の小売物価指数を基準として、それが七%上昇したさいに週四〇ペンス、さらに一%上昇することに四〇ペンスを加算することができる。

(2) 利潤規制の緩和

第二局面では利潤マージンは、過去五年間における最高二年間の平均値をこえてはならないことになっていたが、第三局面では、これをこえる分についての削減は一〇%に限られることになった。これは好景気による設備不足を緩和するた

め、いいかえれば投資助成のための措置といえる。

(3) 賃料凍結に時限を設定

現在の凍結は一九七四年五月末まで続けることを明示した。

(4) 事前通告制の拡張

カテゴリー(Ⅱ)に属する企業も、価格引上げを行なうさいには事前通告が必要になった⁽¹⁰⁾。これは賃金や利潤規制の緩和にたいして、価格への転嫁を防ぐために、価格規制が一層きびしくなったことを意味している。

四 コメント

ここではとくに所得政策の第二局面に論及し、その批判を試みることにしよう。さらに批判の焦点は利潤と賃金の規制ならびに生産性協定の排除という問題にしぼることにする。

(1) 利潤規制について

静態的に考えるならば、他の条件にして等しい限り、利潤マージンの幅を削減したり、これをそのままの水準に維持することは、価格の引下げや価格上昇の防止に役立つと推論される。今回の所得政策における利潤規制が仮にこのような発想にもとづくものとすれば、動態経済のもとで、とくに利潤追求を動機として経済のメカニズムが機能している経済体制のもとで、それは全く近視眼的・非科学的考え方であって、角を矯めんとして牛を殺すの類であるといわざるをえない。

本来、利潤は独占利潤と革新利潤に分けることができる。前者は本質的に静態的なものであり、これを規制することは、価格引下げにも通じて、国民的利益に一致している。しかし後者は本質的に動態的なものであり、これを規制するこ

とは動態的イニシアチブないしはインセンチブを失わせることを意味している。革新利潤はけっして事前に決めることのできないものであって、これを事前に規定するならば革新そのものに水をさすことになりな、ひいては経済成長を抑圧することになる。たとえば成長段階にある企業が積極的企業活動を行なって利潤をえたとしても、その利潤が制限され、その余力を価格引下げに振りむけなければならぬとすれば、企業者は努力して、結果的価格引下げをもたらすよりも、むしろその活動を慎しんで、利潤制限にからないように行動するであろう。

さらに、利潤に関する準則(六一)では「利潤マージンが五%以下の企業は、五%の利潤マージンを加算してもよい」と規定し、利潤低下企業に特別の配慮をしている。これは競争条件のもとでは到底存続することができない企業にたいして、安んじて存続しうる条件を保証することになる。一方における積極的企業にたいする利潤抑制は企業の活動意欲を減退させ、他方における消極的企業にたいする利潤保証は、企業にその条件に甘んじさせるという気風を養うことによつて、生産性の停滞をもたらし、長期的にはかえってコスト・インフレを促進することになるのである。

しかし、残念なことに実際上の問題として独占利潤と革新利潤を区別することは困難である。そうだとすれば、資本主義のバイタリティを生かしながらインフレを抑圧するための利潤政策は、市場支配力によって利潤を確保しているような企業にたいする利潤規制と、そうでない企業にたいする利潤追求の奨励——いうまでもなく、そういう条件に競争条件のもとで利潤は革新を通してしか確保されないから、利潤追求の奨励とは企業者による革新の奨励ということにほかならない——という二段構えの政策であることを必要とする。われわれがここに市場支配力をもつ企業、それも過度の市場支配力をもつ企業として、市場占拠率三〇%以上の企業を指定するならば、これは独占政策の通念に一致したものといえるで

あろう。

あるいは、一括した利潤規制しかできないとすれば、それは価格引上げにのみ適用すべきであって、利潤規制を通して価格の引下げを求めるといふ方法は採るべきでない。もちろんその場合、短期的には独占利潤を容認するといふことになるかもしれないが、そのような利潤には長期的観点から、産業政策によって対処する以外にないであろう。現実にはベストはありえない！

英国の実態にそくしていえば、この国のような低利潤のもとでは、利潤規制が投資の誘因を低下させると共に投資ファンドの欠乏をもたらし、低生産性↓低成長の原因になっているという意見が強い⁽¹¹⁾。したがって、英国における利潤規制の効果は、労働者ならびに国民一般にたいして、すべてが規制され拘束をうけているのだという印象を強め、公平感をうみ出すことによって国民的協力のムード作りに役立つ(F T紙社説、六月二七日)という心理的效果以外に、何ものもないようである。

(2) 賃金上昇の基準について

労働の側の過度の独占力による賃金上昇がコスト・インフレを誘発しているという認識から出発するならば、所得政策下の賃金引上げの基準は独占力をもたない事例——完全競争の事例——における賃金水準にもとめることができる。この事例における賃金は、いうまでもなく労働の限界生産性にもとづくものであり、そのマクロ的な指標は、実質GNPの成長率から労働人口増加率を差引くことによつて求められる——この値は一人当り国民生産性の上昇率を示している。

ところで労働者の賃金要求は、意識する与否とにかかわりなく、また名目賃金を直接の指標としているにもかかわら

ず、実質所得水準の上昇にあることはいうまでもない。しかも彼等が名目所得の引上げを要求するさいには、その国民経済的影響、とくに物価への影響と、それによる実質所得への効果を顧慮することなしに行なっているのが実情である。それゆえ政策担当者は、労働者の要求の真意を把握して、実質所得を上昇させるような名目所得上昇の限界を明確にし、これを示して労働者の協力を求めることが必要である。

そこで、このような関係から労働者の名目所得上昇率の限界を求めるならば、それは一人当り国民生産性の上昇率に対応するものである。そして、これは物価水準を絶対にはげないための基準と考えられる。しかし実際の物価水準は、仮にこの原則にもとづいて所得政策を実施したとしても、上昇するであろう。それというのも実際にはいかなる所得政策でも規制することができないし、また規制することが望ましくもないような価格が存在するからである（生鮮食料品などの例外項目を思い出されたい）。そしてこれらが物価上昇に寄与することはいうまでもない。そこで、これらにもとづいて物価上昇率が仮に一人当り国民生産性の上昇率よりも高くなるとすれば、そういう所得政策は労働者の生活水準の絶対的低下を招くことになるから、そういう状況のもとで所得政策に協力がえられなくなるということについては、すでに六〇年代の経験に照らしても明らかである。

そこで、この生産性基準に代る次善の基準ともいうべきものとして採用されるのが、国民生産性上昇率に物価上昇率を加味して賃金上昇率を確定するという方法である。物価の変動を加味した基準の採用は、いわばインフレを容認した政策であり、インフレ対策と矛盾するように思われるが、過度の独占力をもった労働組合の、市場条件を無視した、物価上昇率プラスアルファという賃金要求にたいしては、それをチェックし、ひいてはインフレを緩慢化するという効果をもつこ

となる。

これら基準に照らしてみるならば、週一ポンドプラス年率四％という賃金引上げの上限の設定は、年当り賃金上昇率八・九％に相当するといわれているから、絶対的物価水準の安定を狙ったものよりも、むしろ次善の基準にもとづいたものといってよい。だが實際上、小売物価上昇率が七三年四月～七月平均九・三五％という状況のもとでこの上限は、労働者の生活水準を絶対的低下へ追いやるものとして、すでに協力の客観的基盤を失いつつあるものといわなければならない（この上限はすでに述べたように第三局面で修正された）。

(3) 生産性協定の排除

労働党内閣のもとでは賃金引上げの上限について、生産性の向上による場合には例外を認めるとしていた——いわゆる生産性協定である。その経済的効果がプラスかマイナスかはともかくとして、これが一応生産性向上の効果をもったことについてはすでに述べた通りである。ところが、今回の所得政策（第二局面）においてはこの条項が全く排除され、物価・賃金準則（一四八）では「生産性を口実とした賃金の増加は賃金制限に違反するものとみなす」と規定している。これは、この政策がいかに直接の物価抑圧、反インフレを最高目標にした拘束的政策であるかということとを伺わせるものである。この点、六〇年代の所得政策ときわめて対蹠的である。すなわち当時の政策は、すくなくとも物価・所得委員会以来、生産性向上↓経済成長とインフレ抑圧という目標を掲げて、前向きの姿勢が感じられ、（拘束に終始した）かつての保守党の政策からの脱皮がみられた。ところが先にも示したように、これが結果としてインフレと低成長⇨失業を共存させることになったのである——これはすでに指摘したように、所得政策の失敗というよりも、むしろ外的条件にもとづく

ものであった。

今日の所得政策における生産性協定の排除が、六〇年代のこのような苦い経験にもとづいたものとするならば、これは状況判断をいちじるしく誤っているといわなければならない。すなわち第二局面においては、史上空前の好景気とさわがれ、経済成長率六・五%（六月二二日 NIESR⁽¹²⁾）といわれることからわかるように、設備不足、労働不足が問題になるような事態である。設備の増大（投資）による生産能力の増加ももちろん必要であるが、これにはかなり時間を要することに思いをいたすならば、急場をしのぐものとして、労働生産性の上昇に期待をかけることは、けだし当然のことであろう。

さらにまた賃金上昇率√生産性上昇率という乖離によるコスト・インフレを退治するためには、賃金抑圧と生産性向上の双方が効果をもつことはいうまでもない。いいかえれば物価抑圧のためにも生産性を伸ばすことが一つの重要な手段と考えられる。それゆえ、第二局面のような状況において生産性向上を図ることは物価抑圧にこそ役立つが、失業を発生させる心配は全くないといってよい。むしろ暫定的目標成長率（五%）を維持し、インフレを抑圧するためにも、生産性向上の努力が、今ほど求められることはないといわなければならない。このような観点からするならば生産性協定の排除には問題がある、というよりもむしろ、長期的に生産性上昇率入賃金上昇率の乖離をますます拡大し、賃金をそれにあわせて抑圧する限り、経済成長率の鈍化を招来するという危険をふくんでいることに注意しなければならない。

注（一） 在英大使館（労働担当）「英国の労働事情」七三年四月、「新しい物価所得政策の提案とその背景」（メモ）七二年一〇月。何れも非公開資料である。

- (2) Central Statistical Office, National Income and Expenditure 1972 (HMSO)
- (3) Counter-Inflation (Temporary Provisions) Act 1972, Chapter 74 (HMSO)
- (4) Counter-Inflation Act 1973, Chapter 9 (HMSO)
- (5) Counter-Inflation (Price and Pay Code) Order 1973 (HMSO)
- (6) 平井和彦、行手を狙まれた英国の所得政策(エコノミスト、十二月十一日号)一〇〇頁。
- (7) 在英大使館(労働担当)、前掲書ならびにFT紙による。
- (8) FT紙、六月二十七日(労働レポーター、N・ホウェル)
- (9) 賃金凍結以前に賃金引上げを行なったものとそれ以後に予定していたがために引上げを行なえなかったものとの間のアンパランスを変則状態とよんでいる。英国では一つの企業内にも、職種別、熟練度別の組合があり、賃金交渉の時期が相違しているので、同一企業内にこの変則状態が現れ、不公平感を高めている。
- (10) タイムズ紙(十月九日)およびFT紙(十月九日、三一日)。
- (11) S・マクラクランは「英国の現状においてはすでに収益が投資をおびやかすほど低い水準にある」と警告している(FT紙、六月二十七日)。
- (12) NIESRとは National Institute of Economic and Social Research の略である。英国の潜在的経済成長率は三・五%前後であり、失業者の吸収等を通して、暫定的に五%の成長率を目標にしているといわれるから、六・五%の成長率は明らかに、景気の過熱を示すものといつてよい。

五 むすび

英国の所得政策は成功しているのか、それとも失敗しているのかという疑問をよく耳にする。日本の大方の意見では失敗ということになっているようである。しかもその理由は所得政策中に物価が上がっているということによるもののである。しかし、たとえば英国の昨今の値上り要因は、明らかに世界的インフレにまき込まれた輸入インフレ、EC加盟

による食料品価格の上昇や、輸出の好調にもとづく高度成長によるものなどである。仮に英国で所得政策を実施してなくてこのような状況に直面したならば、物価上昇自体は、さらにそれに輪をかけたものとなっていたであろうことは容易に察しがつくであろう。しかも、おそらく所得政策を実施していなければ、輸出の好調を「ひきがね」とした空前の好景気も実現しなかったであろうことを考え合わせるならば、不況と物価高という最も望ましくない事態に陥っていたかもしれないと推測することは、必ずしも外的外れではない。このような見方をとる限り、英国の所得政策はある程度の成果を収めたものと判断することができる。

いずれにせよ、比較的長い所得政策の歴史をもった英国の経験は、当初に自発性を求める体制から出発して、けっきよく法的強制力をもったものに移行せざるをえなかったこと、さらにこれがそれぞれの局面において強制的凍結から、より伸縮的なものへ移行していることを示している。しかもそれは、これまでの経験をみる限り、成功を収めてそういう方向へ進むのではなく、政府自体が変動する経済情勢のもとで硬直的政策のデメリットを認めることと、民間の非協力に出くわしてそうせざるをえなくなったということのようである。このようにみる限り、硬直的所得政策は一時的暫定措置としてのみ実行しうることであり、またその限りにおいて、しかもその局面に関する限りメリットをもっていることになる。逆な言い方をすれば、長期的判断にたつならば、それが伸縮的措施に移行するや否や、短期的硬直的局面において累積した矛盾が爆発して、それ以前よりもさらにはげしい賃金上昇と物価上昇を招くことになり、短期的所得政策の効果はうち消されかねないということである。

それにもかかわらず所得政策は代々の政権によって継承され、実施されている。何故か？。所得政策は最初に述べたよ

うに、混合経済体制のもとでは、この体制に内在するインフレ病を予防し、治療するために不可欠の恒常的政策ともいべきものだからである。われわれの論理によると、长期的恒常的所得政策が行なわれている限り、硬直的所得政策は必要でないはずであるが、それが行なわれていないために、あるいは行なわれていても不十分であるために、応急の外科手術が必要になるといふわけである。それは一見、国際収支改善のためのポンド切下げがさらに国際収支を悪化させてポンド切下げを招くというのと同じ論法⁽¹⁾によって、短期の硬直的所得政策はさらにつぎの一層きびしい所得政策を必要にする源泉になっているのではないかという疑問さえも提起するようである。しかしこれは长期的性格の欠如ないしは长期的配慮の欠如にもとづく政策結果であつて、所得政策自体の必要性をなんら否定するものでない。また、仮に长期的観点からいって所期の成果を示さないとしても、それは所得政策が有用でないということの証拠ではなく、むしろ所得政策の有効性の限界を示すものにはかならない。すなわち所得政策はけつして万能薬ではない。それは他の経済政策との関連において実施され、補完的役割を果すことにおいてのみ十分な効果をもつものといえるのである。

それでは硬直的所得政策は何故長続きしないのであろうか。その理由はつぎのようなものであろう。すなわちまず第一に、国民が拘束を甘受し、緊張感をもち続けるのには限界があるということである。自由主義経済のもとで硬直的所得政策を行なう発端となるのは国民経済がなんらかの経済的危機にさらされているということである。たとえば英国には国際収支の危機、米国には金流出とそれに関連した国際競争力の低下という事態の認識があつた。このような危機を国民が意識して硬直的拘束政策を止むをえないものとして受けとめるときにのみ、それはある種の功を奏するといわれている。しかしこのような危機意識にもとづいた緊張感は、その非常事態がある程度緩和されると同時に、解放を求めるようにな

る。それにもかかわらず拘束が続くならば、やがて国民はその政策に反撥さえも示すようになる。したがって、さらにそれに打ちかつような重大な危機意識をもたらす非常事態が発生しない限り、国民の協力はえられなくなる。

第二に、硬直的所得政策には政策そのものなかに、国民の忍耐の爆発を促進させたり、政策自体をその目的と矛盾する方向へむかわせる要因をもっていることである。たとえば一定の期日を基準に一律に行なわれる賃金ストップは、いわゆる変則状態をつくり出して不公平感をうみ出すことになる。所得政策にたいする国民の協力の一つの前提は、彼等がそれに公平感をもっているということであるから、この不公平感の醸成は、協力の基盤にヒビを入れることになる。あるいは宅地地代の抑圧はそれ自体、宅地の開発を遅らせることによって宅地不足をはげしくし、かえって地代の上昇を促進する方向へ作用するかもしれないなど。

さらに第三に、硬直的政策と変動する経済環境との間に生ずる矛盾とその拡大があげられる。国民経済はそれが生きている限り、常に需要条件や供給条件の変化を生じている。そこへ硬直的政策を施行し、物価や賃金を凍結するならば、必ずそれと、変動する需要、供給条件の間に矛盾を生じ、かえってコスト・インフレや物価高を激化することになるかもしれない。それゆえ硬直的所得政策は、それが長期化すれば、所期の目的を達成できないだけでなく、かえって病状を悪化させることにもなりかねないのである。これらの理由にもとづいて、硬直的所得政策は長続きしえないし、また長続きさせるべきものでもないことが明らかになる。

そうすると、短期の硬直的政策の効果を長期的にも持続させ、所得政策本来の目的を達成させるためにはどのようなようにすればよいであろうか。短期の政策自体はこれをいわば応急措置と考えるならば、何が何でも物価抑圧の拘束の対策になら

ざるをえないであろう。しかもそれが長期的にも所期の効果をあげるためには短期の硬直的政策のうち、長期の成り行きにおいて、賃金上昇率 \vee 生産性上昇率という乖離の拡大をかえって激化させるであろうと思われる要因は、仮に短期的には効果が見込まれても、できるだけこれを排除することである。しかし現実はその要因の排除が難しいとすれば、中期的な経過において伸縮的政策を採用する以外にないであろう（第三局面で利潤削減を一〇%に限ったのも、賃金の引上げ上限に生産性条項の復活をみたのもこのような配慮によるものと思われる）。

こういう短期の硬直的政策から中期の伸縮的政策への移行と並行して、企業の側に関しては、さらに長期的観点に立った利潤所得政策が必要になる。すなわちそれは、すでに折にふれて述べておいたように、利潤追求の原則は認め、その企業行動には全然手を下すことなしに、企業の行動する環境 \parallel 市場構造に競争的条件を導入することである。それは貿易の自由化、関税の引下げあるいは撤廃から企業の分割さえもふくむ広範な領域におよぶものである。しかもその結果は長期的に、いわゆる独占利潤をみとめないものであり、また価格の構造的伸縮性を保証することになるであろう。このような政策こそ自由な市場経済のメリットを生かした長期的利潤所得政策の本質である。

さらに、賃金についても同様な方向に対策を進めることが必要であろう。すなわち短期の硬直的、ないしは拘束的賃金政策を経て、中期的伸縮的政策への移行が必要である。硬直的賃金政策は短期的には費用上昇を抑圧することになるから、直接に物価にたいして効果をもっている。また伸縮的賃金政策（たとえばスライド制の導入）はそれ自体インフレを認めたことになるであろうが、しかし他方では野放図な賃金引上げよりも節度のあるマイルドなインフレにむかわせることになる。さらに、これら短期・中期の賃金政策と並行して、労働者には賃金と物価の国民経済的つながりを認識させる

ような教育を行なうことである。さらにその上、この認識にもとづいて労働者に自制的行動をとらせるためには、労働組合の全国的組織化が必要である。それというのも、そうした場合にはのみ労働者は自分達の行動の国民経済的影響を実感しうるようになるからである——皮肉にもこの中央集権化傾向は、労働組合の独占力をさらに強化することになるであろう。

労働者教育の狙いは、いうまでもなく、実質賃金の上昇と一致する名目賃金上昇の限界を理解させることにある。その道程は行きつく先がみえない程に遠いものかもしれない。しかしデモクラチックな社会において、長期的にコスト・インフレを克服する方法は、労働の側に関して、これ以外にないといわなければならない。

物価対策としての所得政策を成功させるためには、このように短期の硬直的政策を長期のポジティブな政策にむすびつけることが必要であり、その橋渡しをなすものは中期の伸縮的所得政策であるということが出来る。いいかえればこういう結びつきにおいてのみ所得政策は所期の成果を期待しうるものになるのである。またそのような所得政策であってこそ、混合経済にふくまれる構造的インフレの予防と治療のために恒常的性格をもつことが認められるのである。

注(1) 国際収支改善のためのポンド切下げは、輸出価格を低下させることによって輸出を増加させようと狙ったものであった。ところが実際には、輸入原材料価格の上昇によって加工製品が騰貴し、輸出がかえって減少して国際収支を悪化させ、再びポンド切下げを必要にしたといわれている。

(昭和四十八年十二月末脱稿)